

令和4年 第12回浅口市農業委員会議事録

令和4年12月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第20号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第21号 農地法施行規則該当転用届について

報告第22号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年1月13日（金））

開会（午後1時28分）

議長 それでは、寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。

私のことなのですが、先日、全国農業者会議がありまして東京のほうへ行って来たんですが、飛行機も満席、岡山発が、帰りも満席、食事に行って、ちょっと昼飯食おうかというて行ったんですが、すごい人で歩けんような状態。わあ、これはコロナがすげえことになりそうなあと言うたら、今、岡山県でも3,000人以上超してますし。

委員 一気に超えとったが、3,000人。

議長 物すごいですね。取りあえず皆さんもコロナ、私の知り合いもコロナになったというてこの前、3日ほど前に電話があったんですけど、身近な人に出よんじゃなあ思うてびっくりしました。これから寒くなるので、お気をつけ願いたいと思います。

それでは、これより令和4年第12回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に関しております。また、推進委員は13名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

毎度のことなのですが、新型コロナウイルス感染症のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いします。

日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において、2番渡邊委員、3番友田委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

667番の件について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年12月15日提出。

番号667、金光町大谷、田、221平米。譲受人は〇〇〇〇。譲渡し人は〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。
この土地は、国道2号線の金光隧道と唐船の交差点のちょうど真ん中に点滅の信号機があるんですけど、それから南へ二、三百メートル行ったところの池の、大きい池が2つあるんですけど、その西手の、今までちょっと休んでおったところなんですけど、近所の人との話ができて、そばの人が耕作できるようなことになったようです。特に問題ないかと思いますが、審議のほうよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、667番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 ご異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、669番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号669-1、鴨方町鴨方、田、359平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2、鴨方町鴨方、田、771平米。同じく3、鴨方町鴨方、田、289平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。
位置図は、3ページ、4ページになります。
場所は、鴨方のコープのすぐ西側になります。1番、2番、3番ありますが、2番と3番で、この譲渡し人と譲受人は、姪と叔父の関係になります。他人に放すよりは身内のほうがよかろうというようなことで話が決まったようです。それで、1番のほうは、地図を見ていただいたら分かりますように、ちょうど3番、2番の奥になって、入る道がありません。息子さんと話した結果、もう放そうやということで、一緒に買ってもらおうということになったようです。
問題なかろうかと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、669番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、670番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号670、鴨方町地頭上、畑、573平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。
この物件は、先々月から希望、私がある面仲介みたいな感じでやりましたが、以前所有者のほうが高齢で、もう田んぼをやめて畑もできないと、そう相談を受けて、ちょうどこの畑の、ちょうど前の家の人安全面考えてほしいと、そういう話でまとまったものです。それで、この〇〇〇〇と〇〇〇〇は地目、山林になってますけど、一緒に引き取るという格好で合意しました。問題ないと思いますけど、審議のほうをよろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、670番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、671番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。671-1、鴨方町六条院中、畑、902平米。同じく2、鴨方町六条院中、田、80平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由はその他で、相続財産となります。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、私から補足説明をいたします。
位置図は、7ページから8ページになります。
鳩ヶ丘公園の南約50メートルのところに位置をします。現在周りに電気柵を設けて野菜等をつくっており、きれいに管理をされております。その人もこのまま野菜等をつくっていききたいということですので、別に問題ないとは思われますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。
ただいま説明いたしました。
質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、671番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、673番の件について、事務局の説明を求めます。
失礼します。番号673-1、金光町下竹、畑、1,004平米。同じく2ほかといたしまして、金光町下竹及び金光町占見新田、田、4筆、1,776平米、畑、4筆、2,010平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、1番大橋委員。補足説明をお願いします。
委員 地図は9ページから12ページです。
場所は、道木上池から南側100メートルぐらい南の山沿いになります。労力不足ということで、そうちょっと聞いております。
何も問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、673番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、674番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 失礼します。番号674、鴨方町益坂、畑、270平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。
委員 7番柚木です。
この人で、譲受人が、今自宅が〇〇〇〇で住まわれとるもので、ちょうど目の前の南側の道沿いの畑が欲しいと、そういうことで話がまとまりました。また、〇〇〇〇からのほうからもつくりに来れんもので、今現状は譲受人が使われとる土地になるわけです。
問題ない思いますけど、審議のほうよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、674番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、676番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 失礼します。番号676-1、金光町大谷、畑、327平米。同じく2、金光町大谷、畑、37平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

委員 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 5番古川です。

議 長 この位置図は、15ページ、16ページになりますが、この土地は金光公民館の東のほうへ300メートルほど行ったところにあります。ちょっと遊休農地というか、死んどったところなんですけど、話がまとまって、これから管理がされるようになると思います。特に問題はないかと思ひますので、審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

議 長 それでは、676番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、679番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号679、金光町佐方、畑、490平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

議 長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

委員 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

議 長 この物件は、金光吉備小学校から100メートルぐらい行った、ちょうど佐方と須恵の境のところになりまして、たしかこれ去年、このミツワデイリーさんのところから、たしか通路をつくるのが挙がってたと思ひます。将来的には譲受人のほう宅地にしたいということで聞いておりますが、特に今のところ問題はないかと思ひます。あと、去年9月にこれ一旦決定が下りてたんじゃなかったかなとは思ひますが、事務局のほうは。

議 長 事務局、よろしいですか、何か。

委員 出してなかった、出てなかった。

事務局 半分移動があったやつで、その半分といいますか、この残りの部分が道として、奥側に出ておまして、残ったところの農地です。

委員 特に問題はないと思ひます。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、679番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 議案第41号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
 678番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますので、お開きください。
 議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年12月15日提出。
 番号678-1、鴨方町六条院中、田、425平米。同じく2ほかといたしまして、鴨方町六条院中、田、35筆、21,494平米、畑、5筆、576平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇ほか20名となります。転用目的は工場で、施設の概要は、〇〇〇〇となっております。全体面積は、他の土地と合わせまして24,104.88平米です。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。
 なお、許可が適当と認められた場合は、本件は3,000平米を超える案件であるため、農地法の規定により、次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可適当の意見を付して諮問します。同委員会での確認等を経て、許可が適当と認められた場合には許可書を交付します。許可日は県による開発行為の許可日と同日となります。
 以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。
 位置図は、19、20ページです。
 この案件の場所は、国道2号線の鴨方ドライブインがありますが、その国道、鴨方ドライブインの前の国道とJRの線路との間の土地になります。農業委員会のほうにも何も問合せもなく、また地区の説明会も無事終了しております。また、土木員、水利員の承諾を得ておりますので、問題ないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま説明がありました。
 質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、678番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、677番の件について、事務局の説明を求めます。

議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について。農地転用事業計画の変更になります。令和4年12月15日提出。

番号677-1、鴨方町益坂、田、465平米。同じく2、鴨方町益坂、田、1,174平米。同じく3、鴨方町益坂、田、543平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は倉庫及び露天駐車場で、施設の概要として、〇〇〇〇、全体面積は、他の土地と合わせて2,937平米となります。農地区分は第2種です。

本件でございますが、令和3年10月15日に事務所、令和4年5月13日に露天駐車場等として許可をしております、現在は造成などが済んでおるところでございます。造成などの事業を進めておったんですけれども、急遽、もともとは中型のトラックでの拠点づくりということだったんですが、大型トラックの物流の拠点となる倉庫が新たに必要になったということから、事業計画の変更でございます。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられますので、よろしく願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木です。

地図は21、22です。

これはもう以前にもう一応了解した物件で、今現状はもう全部埋め終わってます。事務所から倉庫という格好で、再申請という格好で書類出てますので、問題ない思いますから、審議のほどよろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

委員 それでは、677番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 議案第42号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は8ページ並びに9ページになります。

議案第42号農用地利用集積計画につきまして。令和4年12月15日提出。

それでは、説明いたします。

番号32番から42番の11件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は9名、農地は14筆です。更新が6筆、新規が8筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が3筆、3年以上6年未満が11筆の以上となります。

次に、10ページに移ります。

1の(1)地目別設定面積につきまして、田9,261平方メートル、畑618平方メートル、計9,879平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。
日程第4、報告事項に移ります。
報告第20号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。
失礼します。議案書は11ページになりますので、お開きください。
報告第20号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和4年12月15日。
番号672、金光町占見新田、畑、252平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、令和4年11月14日、引渡年月日も同日となります。
よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
報告第21号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は12ページになりますので、お開きください。
報告第21号農地法施行規則該当転用届について。令和4年12月15日提出。
番号675、鴨方町小坂東、畑、261平米のうち120平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種です。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
報告第22号形状変更届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は13ページになりますので、お開きください。

報告第22号形状変更届について。令和4年12月15日提出。

番号668、金光町地頭下、田、868平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、田から畑へ変更で、〇〇〇〇となっております。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

はい、どうぞ。

委員 この土地の関係なんですけれど、〇〇〇〇ぐらいまで盛るということは、土留めをしなくても盛れる高さだと私は理解したんですけれど、ここの南北に農業用水路が通ってるんですよ。そのところはどのような格好で土留めをされるのか、土留めと
いうか、土留めをして盛土をされるのか、ちょっと教えてください。

議長 それでは、事務局、お願いします。

事務局 こちらの農地の東側と南側の田んぼ側ののり面上部に盛土をして、雨水が直接水田に流れ出ないようにということにはなっております。それと、北側にはコンクリート水路でもって、土砂の流出はないというようなことにはなっております。

雨水につきましては、前面の道路が北側にあって、その水路へ放流するという格好になります。

委員 南側は。

事務局 南側は、南側に水が流れないように盛土をするんですけれども、南側に水路があるんですか。

委員 はい。農業用水路があって、そこを、この26ページのあれでいくと、基本的に、〇〇〇〇で、その奥の〇〇〇〇のところまでは、その水路を通して農業用水が入っていくという格好の形状になってます。

委員 これ、水色のところ。

議長 安田委員、ちょっと聞くんですけど、これは田越しに水が入りよんです、水路は。

委員 小さいんですけど、これだけ、30センチぐらいの水路があって、その水路を通して水を送ってるんです。そうすると、今度埋めると、その〇〇〇〇だったら擁壁とか、そういうものをしなくても土留めできる高さなんで、そうすると当然のりはたたくと思うんですけど、俗に言う畑にする土と埋めてしまう土では、その土の絞まり具合が全然違うじゃないですか。そうすると、雨が降ったときにどんなのりをするかによって、流れて入ってしまうとというのがちょっと心配で、北についても、道があって四、五十センチ下がったところに田面が出てきて、そこはコンクリート擁壁をするということを出てこないと思うんですけど、東側は耕作地になってるんで、そこら辺で特に南の水路のところへ泥が入ってくるようなことがあると、水通しの関係で当番さんが掃除ばあせにゃあいけんような格好になってくるんで、そこら辺が確立できてれば、〇〇〇〇、ぎりぎりのところでされるんでしょうけれど、ちょっとそこが心配ということです。

議長 事務局、何か。

事務局 | ちょっとこれ、許可案件ではないのであれなんですけど、再度その南側の水路については、申請者のほうに確認をして、こういうことがあるんですけど、注意をお願いしますということで、改めてご連絡をさせていただこうと思います。ありがとうございます。

議 長 | 安田委員、よろしいですか。

そのほか、何か質疑はありますか。

委 員 | なし声

議 長 | それでは、安田委員以外におられませんので、一応その報告を受けたこととします。

日程第4、その他に移ります。

事務局からの報告事項がありましたらお願いします。

- 事務局 |
- ①営農型太陽光について
 - ②農地の利用意向調査等について
 - ③活動記録の記入について
 - ④委員の手帳について
 - ⑤令和5年総会等の日程について
 - ⑥次回の委員会について

議 長 | ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

風邪等をひかないように頑張ってくださいと思います。

それでは、終わります。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時45分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩